

令和元年8月30日

第 8 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

# 議 事 録

日 時：令和元年8月30日（金） 午後3時30分

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

## 付議事項

- 議案第 38 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 39 号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第 40 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 41 号 非農地証明申請について
- 議案第 42 号 呉農業振興地域整備計画変更に係る意見の決定について

## 報告事項

- 第 1 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

## その他

農業用ため池の届出書について

## 出席委員

1 番 生田 政行	2 番 横段 登	3 番 池田 勝憲	4 番 倉本 寛
5 番 水場 守信	6 番 向井 幸弘	7 番 林 武彦	8 番 亀山 博司
9 番 今井 満	10 番 上田 勝則	11 番 長迫 秀	12 番 本末 満
13 番 灰原 松二	14 番 大道 正孝	15 番 秋光 貴志	16 番 土井 光弘
17 番 西田 小百合	19 番 北村 正次		

## 欠席委員

18 番 石田 尚則

## 事務局

住谷事務局長 大番事務局次長 須賀課長補佐 庭月野主査 小池主任 山崎主事

(午後2時)

議長（北村）：出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和元年第8回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、13番 灰原委員、14番 大道委員を指名します。なお、本日の欠席通知は、18番 石田委員から出ています。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取り扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配布として、議案書、資料1「農業振興地域整備計画変更理由書」を送付しています。事前に送付した議案書のほかに、本日、資料2「農地台帳に関する調査」、「農業用ため池の届出書について」及び「農業委員会だより」を配付しています。ありませんでしょうか。

議長：はい。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、広町字小迫〇〇〇〇番ほか2筆、地目は田及び畑、面積は合計で1,296㎡の第2種農地です。申請の事由は、譲渡人は遠方に居住し、耕作困難なため、譲受人の要望により譲り渡すもので、譲受人は申請地を譲り受け、新規就農するものです。営農計画は、水稻及び果樹を作付けするものです。経営面積は、申請地が12アールありますので、広地区の下限面積10アールを満たしています。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横段委員：2番 横段です。現地調査の時、譲受人は草刈りをしていまして、その後は水稻を作付けするということで、やる気があり、たのもしかったです。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、郷原町字ワラヒノ山〇〇〇〇番〇〇〇ほか3筆、地目は田、面積は合計で2,721㎡の第2種農地です。申請の事由は、譲渡人は高齢で労力不足により、耕作困難なため、譲受人の要望により譲り渡すもので、譲受人は申請地を譲り受け、経営規模の拡大を図るものです。営農計画は、果樹を作付けするものです。経営面積は、38アールありますので、郷原地区の下限面積20アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横段委員：2番 横段です。申請地は、きれいに管理されており、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：3番の申請地は、苗代町字河原田〇〇〇番、地目は田、面積は1,164㎡の第2種農地です。申請の事由は、譲渡人は会社勤めをしており、労力不足により、耕作困難なため、譲受人の要望により譲り渡すもので、譲受人は申請地を譲り受け、経営規模の拡大を図るものです。営農計画は、水稻を作付けするものです。経営面積は、21アールありますので、昭和地区の下限面積20アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横段委員：2番 横段です。申請地は、日当たりも良く、水稻栽培には、うってつけの土地だと思えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：4番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：4番の申請地は、音戸町高須1丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は75㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、高齢で労力不足により耕作困難なため、譲受人の要望により、所有権を移転するもので、譲受人は、申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。営農計画につきましては、野菜栽培を行う予定です。経営面積につきましては、自作地だけで約37アールありますので、音戸地区の下限面積10アールを満たしております。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水場委員：5番水場です。申請地の隣に譲受人の畑があり、一緒に耕作するということです。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は許可と決定します。

議長：5番と6番は、譲受人が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事務局：5番の申請地は、倉橋町字東大迫〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は711㎡の第2種農地です。6番の申請地は、倉橋町字中大迫〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は1,444㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、5番の譲渡人は高齢で労力不足により、6番の譲渡人は県外に居住しており耕作困難なため、5番は譲受人に使用貸借による権利を設定、6番は所有権を移転するもので、譲受人は、申請地を借り受け、又は譲り受け、新規就農するものです。営農計画につきましては、果樹栽培及び野菜栽培を行う予定です。経営面積につきましては、申請地だけで2,155㎡ありますので、倉橋地区の下限面積20アールを満たしております。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水場委員：5番水場です。きれいに管理されており、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、5番と6番は許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、5番と6番は許可と決定します。

議 長：7番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：7番の申請地は、豊町大長字小柳〇〇〇〇番、地目は畑、面積は195㎡の農振農用地区域内の農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方に居住し耕作困難なため、譲渡人の要望により無償贈与のうえ、所有権を移転するもので、譲受人は、申請地を譲受け、農業経営の規模拡大を図るものです。営農計画につきましては、果樹を作付けする予定です。経営面積につきましては、自作地だけで134アールありますので、豊町大長地区の下限面積30アールを満たしております。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

大 道 委 員：14番 大道です。申請地は、何年も前から譲受人が耕作しており、譲渡人は、相続したものの、耕作できないので、贈与するというので、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：8番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：8番の申請地は、豊町大長字南小長〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は628㎡の農振農用地区域内の農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方に居住し耕作困難なため、譲渡人の要望により無償贈与のうえ、所有権を移転するもので、譲受人は、申請地を譲受け、農業経営の規模拡大を図るものです。営農計画につきましては、果樹を作付けする予定です。経営面積につきましては、自作地だけで102アールありますので、豊町大長地区の下限面積30アールを満たしております。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

大 道 委 員：14番 大道です。7番と同じ理由で、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：9番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：9番の申請地は、豊町大長字北津倉〇〇〇〇番、地目は畑、面積は1,107㎡の農振農用地区域内の農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方に居住し耕作困難なため、譲渡人の要望により無償贈与のうえ、所有権を移転するもので、譲受人は、申請地を譲受け、農業経営の規模拡大を図るものです。営農計画につきましては、果樹を作付けする予定です。経営面積につきましては、自作地だけで209アールありますので豊町大長地区の下限面積30アールを満たしております。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

大 道 委 員：14番 大道です。これも、7番、8番と同じ理由で、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第39号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、広徳丸町〇〇〇〇番、地目は田、面積は357㎡の内33.70㎡の第2種農地です。この申請は、一時転用に係るもので、平成30年7月豪雨により、既設石積の一部が崩落したため、コンクリートブロック積擁壁に復旧するものです。関係法令については、農地改良に関するものであり、都市計画法による開発許可、及び宅地造成等規制法による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横 段 委 員：2番 横段です。崖崩れの対策ということで、いいことだと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第40号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、広町字小迫〇〇〇〇番ほか1筆、地目は田、面積は合計で1,772㎡の第2種農地です。転用の目的は、資材置場として使用するため、所有権を移転するものです。規模等につきましては、土砂120㎡、木材等15㎡、肥料5㎡を置く資材置場を整備する計画です。しかしながら、写真でもおわかりのように既に一部資材置場として使用されていることから、始末書添付での申請となっています。関係法令については、都市計画法による開発許可、及び宅地造成等規制法による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横 段 委 員：2番 横段です。写真とおり、すでに一部資材置場となっており、全体を資材置場として、利用するというので、やむをえないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番は、譲受人及び転用内容が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番から8番の申請地は、郷原町字西長谷〇〇〇〇番〇ほか24筆、地目は田、畑及び原野、面積は合計で5,855㎡の第2種農地です。転用の目的は、駐車場として利用するため、所有権を移転するものです。規模等は、駐車場261区画を整備する計画です。関係法令については、「宅地造成等規制法」及び「公用廃止」の許可が必要となり、担当部局に申請済みです。本件については、広島県農業会議の意見聴取で『許可されることに異議ない旨の回答』を得た上で、「宅地造成等規制法」及び「公用廃止」の許可にあわせ許可することとしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横 段 委 員：2番 横段です。従業員の駐車場ということで、やむをえないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。



議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、2番から8番は許可意見と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、2番から8番は許可意見と決定し、広島県農業会議で異議ない旨の答申を得、かつ宅地造成等規制法及び公用廃止の許可に合わせ許可すると決定します。

議 長：9番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：9番の申請地は、郷原町字ワラヒノ山〇〇〇〇〇番〇〇〇ほか2筆、地目は畑、面積は合計で192㎡の第2種農地です。転用の目的は、資材置場として使用するため、所有権を移転するものです。規模等につきましては、鉄管10本、ヒューム管20本、鉄板10枚、バラス20㎡、マサ土20㎡、建設機械1台を置く資材置場を整備する計画です。しかしながら、写真でもおわかりのように既に倉庫及び資材置場として使用されていることから、始末書添付での申請となっています。関係法令については、都市計画法による開発許可、及び宅地造成等規制法による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横 段 委 員：2番 横段です。申請地は、すでに倉庫及び資材置場となっており、全体を資材置場として、利用するというので、やむをえないと思います。ご審議のほどよろしく願います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：10番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：10番の申請地は、苗代町字松ノ本〇〇〇番〇、地目は田、面積は合計で704㎡の第2種農地です。転用目的は、太陽光発電設備として利用するため、所有権を移転するものです。規模等は、太陽光パネル144枚、発電容量38.5kwを設置する計画です。関係法令については、再生可能エネルギー発電事業計画の認定済みで、中国電力との電力受給契約については、経済産業省の認定書の写しの提出、確認受理をもって「電力受給契約」が成立する予定です。その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制

法」による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横 段 委 員：2番 横段です。申請地は、写真とおりに草ぼうぼうで、排水計画も不十分だったので、排水計画図を出し直すように伝えたところ、後日、提出がありました。申請地は、右から左へ傾斜しており、低い左側に水路をつくるという計画で、計画どおり進めるよう伝えました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：11番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：11番の申請地は、川尻町上畑〇〇〇番〇、外2筆、地目は田、面積は合計で1,251㎡の第2種農地です。転用目的は、太陽光発電設備として利用するため、所有権を移転するものです。規模等は、太陽光パネル300枚、発電容量49.5kwを設置する計画です。関係法令については、電気事業者による「改正 再エネ特措法」に基づく、再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請済みで、中国電力との電力受給契約については、経済産業省の認定書の写しの提出、確認受理をもって「電力受給契約」が成立する予定です。その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。川尻町は農振農用地区域の指定はありません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員：8番 亀山です。申請地は、現在は耕作されていませんが、日当たりがいいことから、周辺は太陽光発電設備がかなり設置されています。排水は、既設の水路に流すように伝えました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：12番について事務局の説明をお願いします。

事務局：12番の申請地は、川尻町森1丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は167㎡の第2種農地です。転用目的は、一般住宅及び駐車場として利用するため、所有権を移転するものです。規模等は、住宅1棟、駐車場2区画を整備する計画です。関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。川尻町は農振農用地区域の指定はありません。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀山委員：8番 亀山です。譲受人は、申請地を購入し住宅を建てるとのことです。問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は許可と決定します。

議長：つぎに、議案第41号「非農地証明申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、広町字金迫〇〇〇〇番ほか5筆、地目は田及び畑、現況は山林、面積は合計で3,612㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、昭和60年頃、耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようとするものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横段委員：2番 横段です。申請地は、中に入れなくらい山林化しており、やむをえないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は証明と決定します。

議長：2番について事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、音戸町坪井2丁目〇〇〇番〇ほか2筆、地目は畑、現況は山林、面積は合計で1,109㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、平成元年頃、耕作

を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水場委員：5番 水場です。申請地は、山林化しており、農業をするようなところではありません。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事務局：3番の申請地は、川尻町原山3丁目〇〇〇番〇、地目は田、現況は原野、面積は2,151㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、平成20年頃、耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ、原野として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀山委員：8番 亀山です。申請地は、先ほどの太陽光設置の許可申請の近隣ですけど、若干早く耕作をやめられて、写真のとおり雑木林の状態になっています。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：4番について事務局の説明をお願いします。

事務局：4番の申請地は、先程の3番の隣接地ですが、川尻町原山3丁目〇〇〇番〇、外2筆、地目は田及び畑、現況は原野、面積は合計で1,081㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、平成20年頃、耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ、原野として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀山委員：8番 亀山です。3番と同じで、雑木林の状態になっています。ご審議のほどよろしく

お願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：5番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、安浦町安登西2丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、現況は原野、面積は1,138㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、平成21年頃、耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ、原野として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。申請地は、写真のとおり草が生い茂っていて、木も見える状況で、やむをえないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：6番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は、先程の5番の隣接地ですが、安浦町安登西2丁目〇〇〇〇番、外1筆、地目は田、現況は原野、面積は合計で1,140㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、平成21年頃、耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ、原野として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。5番の隣接地で、同じような状況になっています。やむをえないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

(呉市農林水産課職員着席)

議 長：つぎに、議案第42号「呉農業振興地域整備計画変更に係る意見の決定について」を議題といたします。呉市農林水産課の説明をお願いします。

農 林 水 産 課：「呉農業振興地域整備計画」の変更について、御説明いたします。はじめに、この計画の制度について、説明させていただきます。この計画は「農業振興地域の整備計画に関する法律」に基づき、優良農地の確保と、計画的な農業振興を図ることを目的としております。「呉農業振興地域整備計画」は、6月と12月の年2回、計画変更を行うこととしております。計画変更につきましては、法律の施行規則に基づき、農業委員会の御意見をお聴きするものとなっておりますので、よろしく願いいたします。それでは、計画変更について御説明いたします。お手元に配布しております、「資料2 呉農業振興地域整備計画変更理由書」をご覧ください。この度の計画変更の理由ですが、「2 変更理由」にございますように、呉農業振興地域整備計画について、「農用地区域内の農地を他の用途に供するため」、農用地利用計画の変更の必要性が生じ、変更を行うものです。次に、変更内容について御説明させていただきます。(1)「農用地利用計画について」ご説明いたします。変更理由書の「①農用地区域内の土地を農用地区域から除外するための農用地利用計画の変更について」におきまして、別紙1に示しております6件については、所有者より農用地区域の除外申出がされております。農用地利用計画において、農用地区域に設定された農地は、農地転用をすることができません。しかしながら、必要かつ適当であり、法律の除外要件を満たしているものについては、農用地区域から除外することが認められております。具体的に、位置、面積、変更後の土地利用形態について、説明させていただきますので3枚目以降に添付しております、除外の位置図と併せて御覧下さい。1件目でございますが、対図番号①倉橋町字正畝〇〇〇〇〇番〇、面積1,649㎡で山林化しているとの申し出でございます。2件目でございますが、対図番号②蒲刈町向字小市〇〇〇〇〇番、他2筆、合計面積1,652㎡で山林化しているとの申し出でございます。3件目でございますが、対図番号③安浦町大字中畑字市原〇〇〇〇番〇、面積587㎡で治山堰堤を整備し山林として使用するものでございます。4件目でございますが、対図番号④安浦町大字中切字南小林〇〇〇番〇、面積354.75㎡で住宅敷地として使用するものでございます。5件目でございますが、対図番号⑤倉橋町字鹿島瀬戸口〇〇〇〇〇番〇、面

積253㎡で駐車場として使用するものでございます。6件目でございますが、対図番号⑥蒲刈町大浦字音地〇〇〇〇番〇，他1筆，合計面積2,287㎡で太陽光発電として使用するものでございます。以上の6件につきまして，現地調査を行いました結果，「法律上の除外要件について」妥当と認められましたので，農用地区域から除外し，農用地利用計画を変更するものでございます。この他の計画につきましては，今回は変更ございません。

議 長：ただいま農林水産課から説明がありました「呉農業振興地域整備計画の変更」について，ご質疑，ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので，本件は農林水産課の説明のとおり承認することとしてご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは，本件は承認と決定します。

(呉市農林水産課職員退席)

議 長：報告事項について，事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案書の13ページ，14ページをご覧ください。市街化区域内の農地について，この1ヶ月間に農地の転用届出に関する専決処理規程により受理したもので，農地法第4条の規定による届出はなく，13ページから14ページの農地法第5条の規定による届出が7件ございましたので，ご報告いたします。

「農地台帳に関する調査」について説明しますので，資料2をご覧ください。今年度も10アール以上の農地を所有・耕作されている世帯を対象に，農地の所有状況，耕作状況について調査を行います。また，昨年は7月6日に発生した西日本豪雨災害を考慮して，10月に調査を行いましたが，今年は例年のとおり9月に調査を行います。調査票は，昨日5,465件分発送致しました。提出期限は9月24日，火曜日としていますが，それ以降も随時受け付けをします。この調査の周知のため，8月発行の市政だより9月号に調査実施の記事を掲載しています。尚，昨年迄に実施した農地パトロールの結果，原野，山林となり耕作不能な状態となっている農地については，農地台帳から閉鎖し，申請者に非農地通知を送付しております。農業委員の皆様にも，「① 畑や田が記載されていないとの指摘」や，「② 非農地通知されたものはどうしたらいいか。」等の相談

やお問い合わせ等が有ることが予想されますが、ご協力くださいますようお願いいたします。

(呉市農林土木課職員着席)

議 長：その他に入ります。「農業用ため池の届出書について」農林土木課から説明をお願いします。

農林土木課：「農業用ため池の届出書」について、御説明いたします。今年7月に「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が施行され、呉市内の農業用ため池の所有者又は管理者の方には、「農業用ため池の届出書」を、10月15日（火曜日）から12月27日（金曜日）の届出期間中に市役所本庁舎5階の農林土木課又は最寄りの市民センター窓口へ提出していただくこととなりました。なお、ため池の所有者又は管理者の方へは、呉市から届出書を来週中に、個別に郵送いたしますので、ため池の所有者や管理者の方からご相談等がございましたら、問い合わせ先の呉市産業部農林土木課への連絡についてご案内いただきますようお願いいたします。

議 長：ご意見、ご質問はありませんか。

上田委員：ため池の所有者や管理者の送付先は把握しているのか。ため池は、大きいのも小さいのもすべて届出が必要か、また、埋まっているものは届出なくていいか。

農林土木課：ため池台帳の情報に基づき、所有者や管理者の方に送付します。届出は、大小にかかわらず、また、埋まっているものも出してください。

横段委員：ため池の場所は、農林土木課でわかるのか。

農林土木課：おおむね把握していますので、ご不明な場合は、農林土木課へお問い合わせください。

また、危険度が高い防災重点ため池については、位置図を広島県のホームページで見ることができます。

水場委員：消防の防火用水として利用しているため池は、対象になるか。

農林土木課：今回の届出対象は、農業用ため池です。

池田委員：補修を検討しているため池があるが、現地を見に来てもらうことはできるか。

農林土木課：現地確認のご希望をお申し出いただければ、現地を見に行きます。

倉本委員：使っていないため池は届出が必要か。

向井委員：決壊したため池は届出が必要か。

農林土木課：どちらも必要です。

横段委員：どのような人に届出書を送付しているのか、また、送付していない人には、どうやって



知らせるのか。

農林土木課：届出書は、農業用ため池の所有者や管理者の方へ送付します。制度の周知については、

農区長、推進委員にも情報提供し、呉市ホームページ、市政だよりでも広報します。

議 長：そのほか、何かありませんか。

議 場：なし。

(呉市農林土木課職員退席)

議 長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、次回の日程を申し上げます。

次回、令和元年第9回総会は、9月30日 月曜日 午後2時 から

場所は、呉市役所 7階 757から758号室です。

議 長：以上で令和元年第8回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、ありがとうございました。

(午後4時50分)